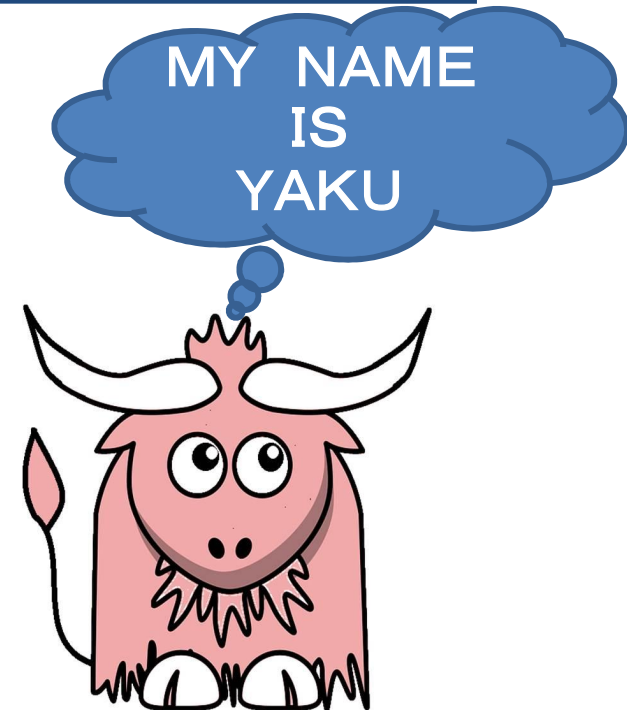


日本法令外国語訳整備プロジェクト について

令和6年2月
法務省司法法制部



法令外国語訳推進キャラクター: YAKU

意義

- ① 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
- ② 対日投資の促進
- ③ 我が国に対する国際理解の促進
- ④ 法制度整備支援の促進
- ⑤ 在日外国人の日常生活上の便宜

経緯

- H16. 6 内閣の司法制度改革推進本部・国際化検討会において法令外国語訳整備に関する検討を開始
○ 政府として明確に法令外国語訳の推進に取り組むことを決定
- H17. 1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置
(当初は内閣官房に設置。その後、法務省に移管)
- H21. 4 「**日本法令外国語訳データベースシステム**」の運用開始
○ 法務省が運営する専用ホームページの運用開始
- H31. 3 有識者会議「**日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議** (H30.12立上げ)」が提言
(「日本法令の国際発信ビジョン2019」) を取りまとめ
R1. 7 関係省庁連絡会議でビジョン会議提言を報告・同提言を踏まえて対応していく方針を確認
- R1. 12 ビジョン会議提言を踏まえ、政府の取組の「**司令塔**」となる「**日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議**」第1回を開催
- R3. 1 官民戦略会議第2回を開催し、**令和3年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項**を取りまとめ
R3. 3 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認
- R4. 4 官民戦略会議第3回を開催し、**令和4年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項**を取りまとめ
R4. 7 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認
- R5. 3 官民戦略会議第4回を開催し、**令和5年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項**を取りまとめ
R5. 3 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認
- R5. 12 法務省内で**AI**を活用した法令翻訳システムを試行導入

政府の最重要施策としての位置付け

✓ 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）

（令和5年6月 閣議決定）

- ・ 「「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる」
- ・ 「司法外交を外交一元化の下で推進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等（注）に取り組む」（注）法令外国語訳の加速化を含む

✓ 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン

（令和5年4月 対日直接投資推進会議決定）

「日本法令の外国語訳について、本年度中にAIを活用した新たな翻訳システムを確立し、2024年度に本格導入することなどを通じて、翻訳作業の更なる加速化を図る。これにより、2024年度には、法令の公布（改正）から英訳法令公開までの平均所要日数をこれまでの1／3以下に短縮することを目指す（2017～2021年度の平均所要日数：約1,160日）。また、こうした取組を積極的に国際発信する」

政府の最重要施策としての位置付け

- ✓ **成長戦略等のフォローアップ**（令和5年6月 閣議決定）
「日本法令外国語訳の提供のため、AI翻訳を早期に導入し、2025年度までに1,000本以上の英訳法令等の公開を進める」
- ✓ **知的財産推進計画2023**（令和5年6月 知的財産戦略本部決定）
「法令外国語訳の取組について、AI翻訳を導入するとともに、新たな業務スキームを構築することにより、高品質な英訳情報の提供を拡充・加速化させ、知財関係の分野に関する英訳法令等の積極的な海外発信を行う。」
- ✓ **対日直接投資促進戦略**（令和3年6月 対日直接投資推進会議決定）
「新たな法令外国語訳の目標や海外投資家のニーズに応じた優先付け、機械翻訳の活用を通じた迅速化等を内容とする「法令外国語訳整備プロジェクト」を推進する。」
※対日投資促進に向けて、法令等の英語化は、重点的に進める事項と位置づけられている（令和4年5月）
- ✓ **「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補**
（令和5年6月 経協インフラ戦略会議決定）

現在の体制

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】22府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1. 12～】

座長・構成・内容については
次頁(P. 6)を参照

幹事会

【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長

【構成】22府省庁の課長クラス

【内容】
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議

【座長】田澤 元章 専修大学法学部教授

【構成】学者12名、弁護士7名、外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」、「法令翻訳の手引き」の検討

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- R1. 12 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を立上げ、第1回会議開催
- R3. 1 第2回会議開催
- R4. 4 第3回会議開催
- R5. 3 第4回会議開催

座長 一橋大学名誉教授 阿部 博友

民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・
法律サービス委員会・委員
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・副会頭
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

官側構成員

- 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

オブザーバー

- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

専用ホームページの内容

専用ホームページを運用 「日本法令外国語訳データベースシステム(JLT)」

- ・ **約920**の法令の英語訳を公開(R6年1月末現在)
- ・ **約80**の概要情報(いわゆるポンチ絵)の英語訳を公開(R6年1月末現在)



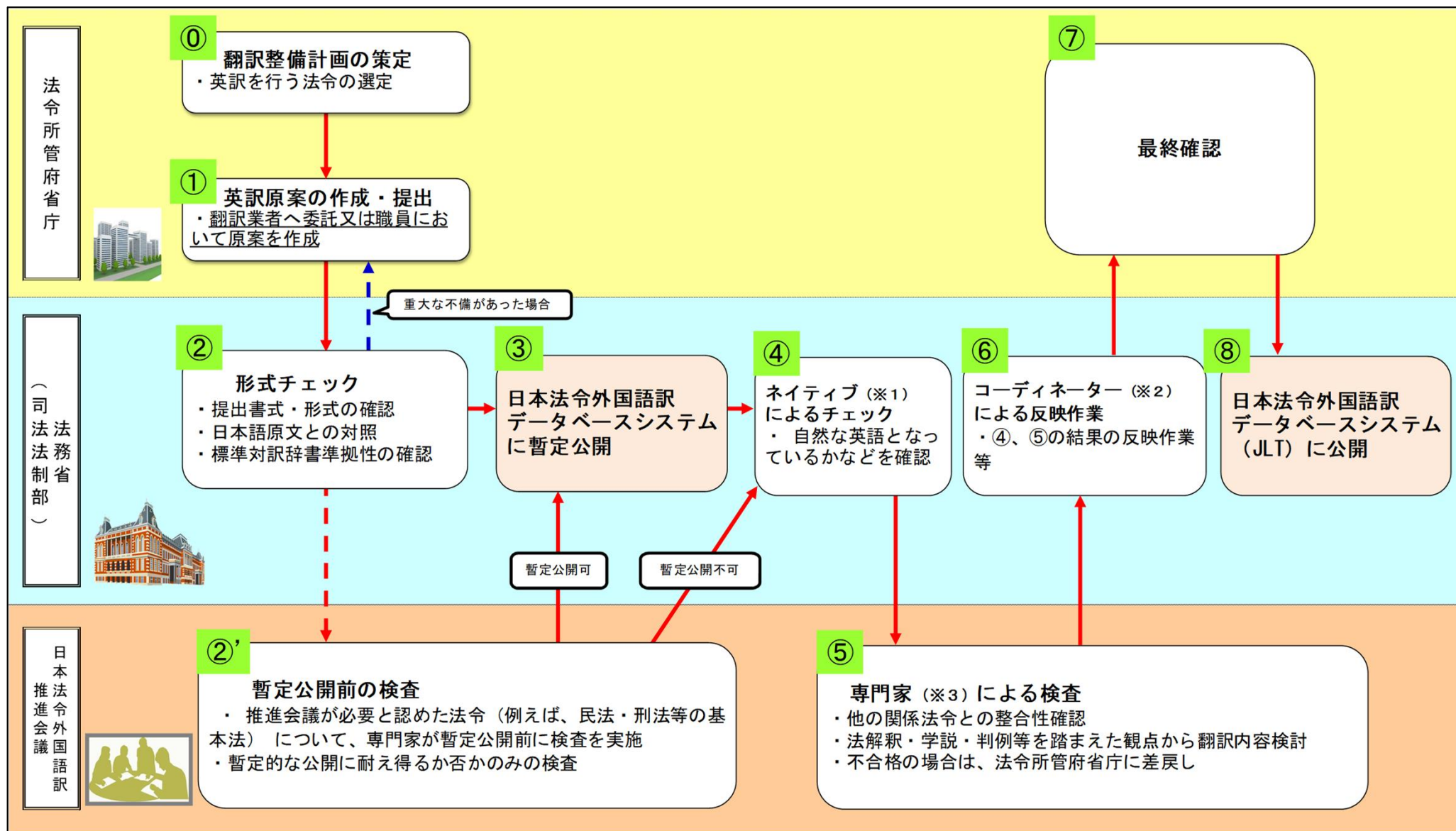
翻訳のルールとなる省庁統一的指針を公開

- ・ 統一性のある翻訳を作成するために利用している「**法令用語日英標準対訳辞書**」(約**3800用語**登載)、「**法令翻訳の手引き**」も公開

法令用語日英標準対訳辞書
(令和5年3月改訂版)

Standard Legal Terms Dictionary
(March 2023 Edition)

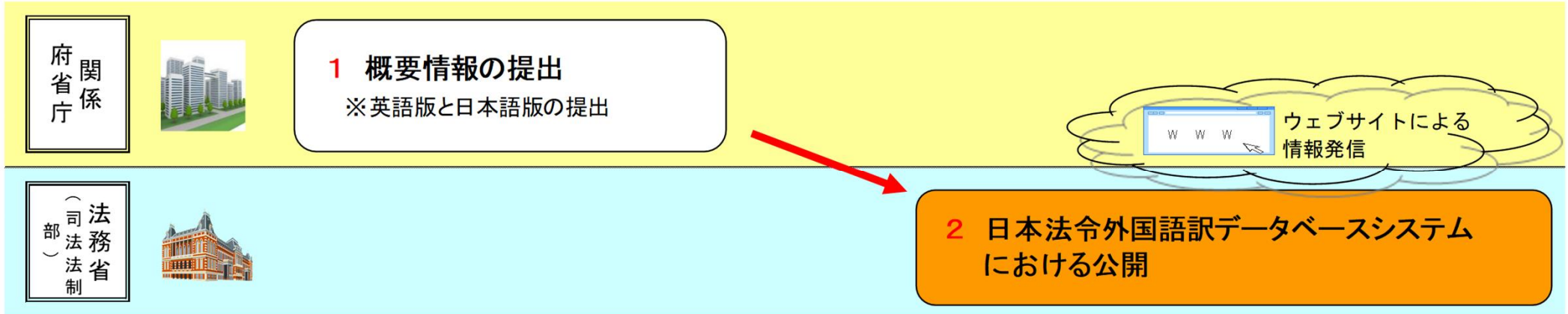
業務のフロー



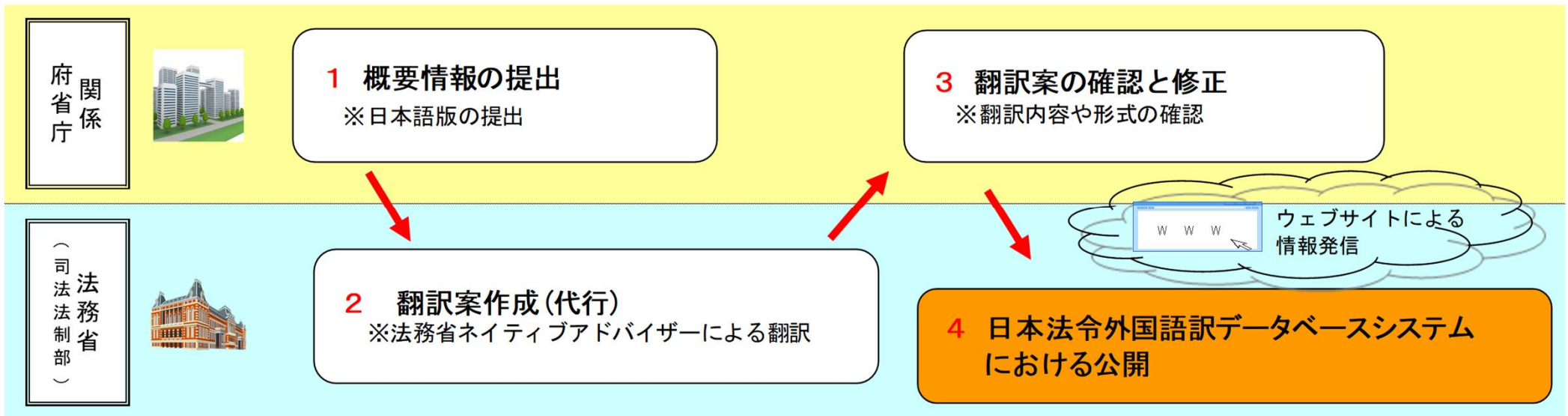
※1 ネイティブ：英語を母国語かつ母語とする者で、日本法及び英米法の素養がある者。
 ※2 コーディネーター：日本語を母国語かつ母語とする者で、日本法及び英語の素養がある者。
 ※3 専門家：日本法令外国語訳推進会議の構成員。学者・弁護士・外国法弁護士から構成される。

法令の概要情報の翻訳提供の流れ

(1) 関係府省庁が自ら法令の概要情報の翻訳を作成する場合、または、関係府省庁が既に翻訳を作成している場合



(2) 関係府省庁が法令の概要情報の翻訳を作成しておらず、法務省が翻訳の作成を代行する場合



課題と取組状況

○「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第3回会議（令和4年4月開催）及び第4回会議（令和5年3月開催）で取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に沿って取組を推進。

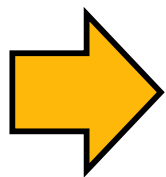
【民間構成員からの重点要望事項】

（令和4年4月）

- 1 2025年度までに**新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと**
- 2 **機械翻訳（AI翻訳）の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化について**

（令和5年3月）

- 1 翻訳整備計画に掲載する法令を増加させること
- 2 **英訳法令公開までの期間を短縮させるとともに品質を確保すること**

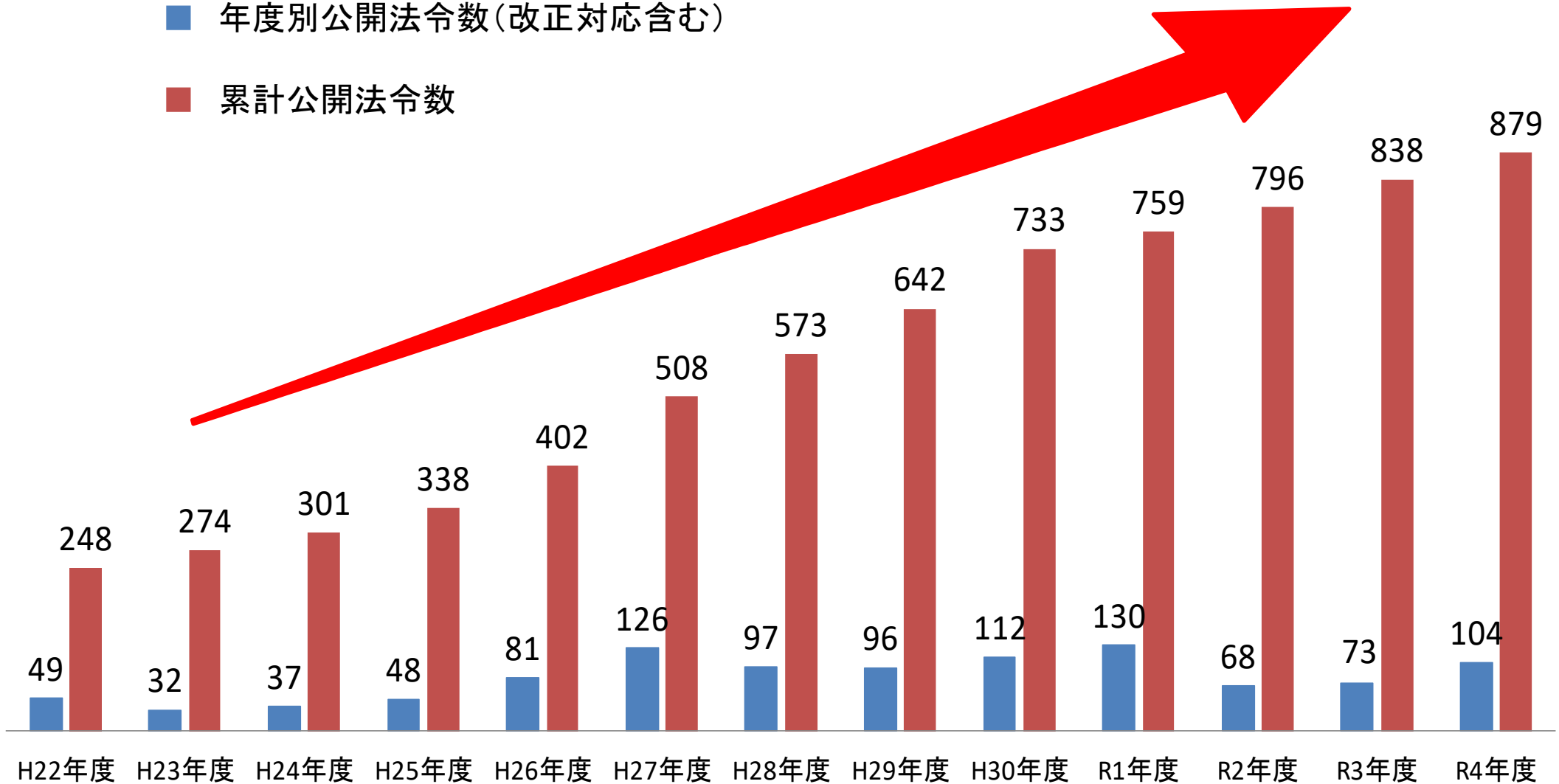


- ・ 英訳法令公開までの期間を短縮させ、**新たに1,000本以上の公開を目指す。**
- ・ 令和5年度からAI翻訳システムの設計・開発を実施し、**令和5年12月から法務省内で試行的導入を開始。令和6年度からの政府全体への本格導入を目指す。**
- ・ 英訳原案の増加に対応するための新たな品質検査体制を構築するため、**品質検査の合理化・効率化の方法等、法令外国語訳整備の迅速化の方策について検討を実施。検討結果については令和6年度からの運用を目指す。**

統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数

- 年度別公開法令数(改正対応含む)
- 累計公開法令数



※ 令和5年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和6年1月末までのアクセス上位10法令

| | |
|----|------------------------|
| 1 | 会社法(第一編第二編第三編第四編) |
| 2 | 民法(第一編第二編第三編) |
| 3 | 銀行法 |
| 4 | 商品取引所法 |
| 5 | 会社法(第五編第六編第七編第八編) |
| 6 | 金融商品取引法 |
| 7 | 民事再生法 |
| 8 | 中小企業等協同組合法 |
| 9 | 特許法 |
| 10 | 租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分) |

令和5年2月から令和6年1月末までの
アクセス上位10法令

| | |
|----|---------------------------------|
| 1 | 会社法(第一編第二編第三編第四編) |
| 2 | 個人情報の保護に関する法律 |
| 3 | 民法(第一編第二編第三編) |
| 4 | 刑法 |
| 5 | 金融商品取引法 |
| 6 | 日本国憲法 |
| 7 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 |
| 8 | 労働基準法 |
| 9 | 特許法 |
| 10 | 労働安全衛生法 |

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

| | | |
|----|----------------|-------|
| 1 | 日本 | 35.6% |
| 2 | アメリカ合衆国 | 26.2% |
| 3 | ベルギー | 4.0% |
| 4 | 中国 | 3.8% |
| 5 | 中華人民共和国香港特別行政区 | 3.5% |
| 6 | イギリス | 2.6% |
| 7 | ドイツ | 2.4% |
| 8 | インド | 1.5% |
| 9 | カナダ | 1.4% |
| 10 | シンガポール | 1.3% |

| | | |
|----|---------|------|
| 11 | オーストラリア | 1.1% |
| 12 | フランス | 1.1% |
| 13 | フィリピン | 1.0% |
| 14 | スペイン | 0.9% |
| 15 | ブラジル | 0.9% |
| 16 | イタリア | 0.8% |
| 17 | オランダ | 0.8% |
| 18 | タイ | 0.6% |
| 19 | 台湾 | 0.6% |
| 20 | ベトナム | 0.6% |

⇒ **世界100以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はビジット数を基に算出したもの。

※令和6年1月末時点の数値